



新型コロナウイルス感染症に関する 緊急事態宣言が再発令されました

市民のみなさんへ (1月14日～2月7日)

●不要不急の外出・移動は自粛してください

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

●特に、**20時以降**の不要不急の外出自粛を徹底してください

問合せ先 大阪府緊急事態措置コールセンター
☎06-4397-3268 (平日午前9時～午後6時)

基本的な感染症対策の徹底をお願いします

- こまめに手洗い・アルコール消毒をしましょう。
- 基本はマスクの着用を徹底し、3密（①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面）を回避しましょう。また、室内では換気をよくしましょう。
- 集まりは、少人数・短時間にしましょう。
- 大声を出さず会話はできるだけ静かにしましょう。
- 共用施設の清掃・消毒を徹底しましょう。

新型コロナウイルス感染症を疑う症状のある方は

まずは、かかりつけ医に電話で相談を！
夜間・休日やかかりつけ医がいない時は、下記に電話で相談してください。
新型コロナ受診相談センター
☎06-7166-9911 Fax06-6944-7579

1月14日から2月7日まで、大阪府全域において緊急事態宣言が発出されました。これに伴い、大阪府より不要不急の外出（特に20時以降）の自粛などの要請がなされています。
市民のみなさまには、引き続き、感染リスクの高い行動を避けるなど、感染拡大防止にご協力をお願いします。
(令和3年1月15日現在。期間や内容などが変更となる場合があります。)



泉佐野市LINE公式アカウント

新型コロナウイルス感染患者の市内発生状況のほか、緊急情報なども発信しています。ぜひ友だち登録をお願いします。

●アカウント名：泉佐野市

●ID：@izumisano-city

※ご利用には、「LINE」アプリのダウンロードと、友だち登録が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



QRコード

新型コロナウイルス関連情報

イベントの中止や施設の開館状況、各種支援制度など、新型コロナウイルス関連の最新情報は、泉佐野市ホームページ「新型コロナウイルス関連情報」(<http://www.city.izumisano.lg.jp/corona/>)をご覧ください。



QRコード

高齢者等への新型コロナウイルスPCR検査

新型コロナウイルス感染拡大や重症化を防止するため、重症化するリスクが高い65歳以上の高齢者などを対象にPCR検査を実施します。

自宅に検査キットを郵送しますので、唾液を実施日当日に採取し持参してください。検体受取場所で唾液採取は行ないませんので、事前に採取してください。

実施日 2月8日～3月29日の毎週月曜日（全8回）

時間 午前9時～正午、午後1時～2時

場所 健診センター（市役所本庁舎南側）

対象 検査実施日に本市に住民登録がある人で、発熱などの症状がなく、下記の①②のいずれかに該当し、「検査をお受けいただく上での留意事項」（ホームページに掲載）に同意できる人

①65歳以上の人

②心臓、じん臓、呼吸器、免疫の機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている人

定員 合計1,200人（申込多数の場合は抽選）

費用 自己負担なし

申込・問合せ先 希望する実施日の2週間前の金曜日までに、住所・氏名・生年月日・電話番号・検体提出希望日（第2希望まで記載可）を記入し郵送（申込最終日の消印有効）、eメール（申込最終日の24時まで）または電話で〒598-8550 泉佐野市役所 高齢者等のPCR検査受付（☎463-1212 eメール：kyousei@city.izumisano.lg.jp）へ
※留意事項など、詳しくはホームページをご覧ください。

営業時間短縮協力金

緊急事態宣言の発令に伴い、大阪府から営業時間短縮協力金の支給を受けた飲食店などに対し、市から上乗せ支給を行います。

対象 泉佐野市域に店舗等を有し、大阪府営業時間短縮協力金の支給を受けた事業者

協力金

●大阪府から150万円の協力金が支給された店舗等

…1店舗あたり25万円（1万円×25日）

●大阪府から126万円の協力金が支給された店舗等

…1店舗あたり21万円（1万円×21日）

問合せ先 まちの活性課（☎469-3131）

※申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。（2月上旬公開予定）

※大阪府営業時間短縮協力金の支給対象者・申請手続などについては、府コールセンター（☎06-6210-9525 午前9時～午後7時、日曜日・祝日除く）へ問い合わせてください。

新型コロナウイルスに係る 海外からの帰国者に対する 転入届の手続き期間の猶予

新型コロナウイルス感染症について、海外から帰国（または来日）した人に関しては、国から14日間（帰国日または入国日の翌日から数えて14日間）の自宅などでの待機が要請されています。

住所の異動については、住民基本台帳法の規定により、これらの事由が生じた日から原則として14日以内に行わなければならないとされていますが、当分の間、国からの通知により、届出期間を過ぎても「正当な理由」があったものとして、海外から帰国または来日する市民については、14日を経過しても手続きができます。

このため、海外から帰国または来日した人は、国が定める待機期間（帰国日または入国日の翌日から数えて14日間）を経過したのちに、住民異動届の手続きに来庁していただくか、代理人（要委任状）に手続きを依頼していただきますようお願いいたします。待機期間中に来庁した後に発症した場合は、窓口の一時閉鎖も想定されますので、ご協力をお願いします。

※住民登録以外の手続き（学校・各種手当・健康保険など）に関しては、それぞれ取り扱いが異なる場合があります。各担当部署に電話で相談してください。

問合せ先 市民課

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う「ひとり親世帯」については、子育ての負担や収入の減少などにより特に大きな困難が心身などに生じていることから、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給しています。該当する人でまだ申請していない人は期限までに申請をしてください。再支給分も併せて申請できます。

※昨年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている人には、昨年12月25日に再支給を行っています。

【基本給付】

対象 次のいずれかに該当する人

①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された人

②公的年金などを受給しており令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回ること。児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される人も対象

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額 1世帯5万円、第2子以降は1人につき3万円

【追加給付】

対象

④上記①②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している人

給付額 1世帯5万円

いずれも

申請 ②～④は2月26日（金）までに申請してください、要件を確認したうえで支給します。（①のみ申請不要）

問合せ先 子育て支援課

※申請方法など詳しくはホームページ（<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kodomo/kosodate/menu/kosodate/erinjikyuhu/1594777865013.html>）をご覧ください。